

次世代法に基づく「行動計画」

従業員が仕事と子育てを両立させることができるように、従業員全員が働きやすい環境を作ることにより、総ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように「行動計画」を策定する

1. 計画期間：2015年（平成27年）8月1日～2020年（平成32年）3月31日

2. 内 容

目標（1）：出産や子育てを支援する次の諸制度の周知を図る

- ①労働基準法に基づく産前・産後の休業
- ②育児・介護休業法に基づく育児休業等
- ③雇用保険法に基づく育児休業給付
- ④社会保険制度に基づく出産手当金・出産一時金や産前・産後及び育休中の社会保険料免除制度等

<対 策>

- 1) 平成27年12月 法に基づく諸制度の調査
- 2) 平成28年1月 管理職会議を開催し「目標（1）」の主旨を説明する
- 3) 平成28年1月 社員総会において「目標（1）」を説明し、理解を深める
- 4) 平成29年1月 前年度の利用状況及び利用促進を呼びかける電子メールを全店に送信する
- 5) 平成30年1月 前年度の利用状況及び利用促進を呼びかける電子メールを全店に送信する
- 6) 平成31年1月 前年度の利用状況及び利用促進を呼びかける電子メールを全店に送信する
- 7) 平成32年1月 前年度の利用状況及び利用促進を呼びかける電子メールを全店に送信する

目標（2）：自己都合退職者や出産や子育てによる退職者の当社への再就職制度を平成28年9月までに導入する

<対 策>

- 1) 平成28年1月 実態を調査し制度を検討する
- 2) 平成28年8月 再就職制度を構築し管理職会議において主旨を説明する
- 3) 平成28年9月 店長会において「再就職制度」を発表し、更に周知させるため電子メールを全店に送信する
- 4) 平成29年1月 社員総会において再就職制度の内容を更に周知させる
- 5) 平成30年1月 前年度の利用状況及び利用促進を呼びかける電子メールを全店に送信する
- 6) 平成31年1月 前年度の利用状況及び利用促進を呼びかける電子メールを全店に送信する
- 7) 平成32年1月 前年度の利用状況及び利用促進を呼びかける電子メールを

全店に送信する

- 8) 随時、退職時に「再就職制度の案内書」を渡しておく
- 9) 特典として、再入社者に就職支度金として¥10,000を支給する

目標 (3) : 計画期間内に全従業員の時間外労働時間を 40 時間未満までに下げ、この状態を 1 年以上維持する

<対 策>

- 1) 平成 30 年 1 月 管理職会議を開催し「目標 (3)」の主旨を説明する
- 2) 平成 30 年 1 月 社員総会において「目標 (3)」を説明し、更に周知させるため電子メールを全店に送信する
- 3) 平成 31 年 1 月 前年度の利用状況及び利用促進を呼びかける電子メールを全店に送信する
- 4) 平成 32 年 1 月 前年度の利用状況及び利用促進を呼びかける電子メールを全店に送信する

以 上